

船橋市高齢者虐待防止 対応マニュアル

令和5年4月

船橋市

はじめに

船橋市は、昭和12年4月、人口4万3千人で市制執行し、平成15年には、中核市へと移行するなど現在では、人口645,450人を擁する都市へと発展しました。

令和3年4月1日現在の船橋市の65歳以上の高齢者人口は、154,947人で人口に占める割合も約24.0%に達しています。

また、団塊の世代が高齢期を迎えた為高齢者人口は総人口の伸びを上回るペースで増加し、令和7年には、高齢化率が24.2%に達する見込みで上昇は避けられないものとなっております。特に75歳以上の高齢者の割合は、14.8%を占め、94,000人になると予想されております。

こうした中で、高齢者の尊厳を守り、虐待の未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応を図るため、地域包括支援センターを、平成18年度の5か所から令和4年4月には、14か所まで増設し、地域包括支援センターの協働機関である在宅介護支援センター、民生委員、近隣の住民等関係機関と連携して、高齢者がいる家族を孤立させない様に地域で見守っていく必要があります。

また、高齢者虐待の予防や再発の防止を図り実際の対応策を協議することを目的に、認知症専門医、弁護士等の専門職を中心として「高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会」及びその下部組織として「高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議」を設置し対応しています。

この度、平成30年3月に厚生労働省老健局より「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」のマニュアルの改訂が行われたこと、令和4年4月に地域包括支援センターが14か所に増設されたことや、令和5年4月に組織変更により、地域包括ケア推進課が健康・高齢部から高齢者福祉部となったことから、本マニュアルを一部変更しました。

令和5年4月 船橋市

目次

第1章 高齢者虐待とは	3
1. 高齢者虐待の定義及び種類・内容	
第2章 高齢者虐待の防止等に関する基本的な役割と関係機関の連携	8
1. 国民の役割	
2. 市町村の役割	
3. 関係機関の役割	
第3章 高齢者虐待を防ぐために	14
1. 高齢者虐待の認識を高めましょう	
2. 虐待に気づくアンテナを高く	
3. 認知症高齢者の理解を地域で	
4. 介護負担を軽くする	
5. 親の扶養義務をどのように考えるか	
6. 高齢者自身の意識も大切	
7. 誰にでも起こりうる虐待	
8. 地域での支え合い、見守りを	
第4章 養護者による虐待への対応	18
1. 虐待通報・相談に関して	
2. 事実確認・情報整理	
3. 緊急性の判断	
4. 高齢者の保護	
5. 支援内容のモニタリングとアセスメント	
6. 事後フォローの重要性	
第5章 養護者支援	24
1. 養護者との間に信頼関係を確立する	
2. 介護保険をはじめとする福祉サービス援助	
3. 家族関係の回復・生活の安定	
4. 精神疾患のある家族	
5. 生活(経済や環境等)の安定を図る	
第6章 養介護施設従事者等による虐待への対応	27
1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待の定義	
2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止・発見時の対応	
3. 通報等を受けた市の対応	
4. 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の視点	
5. 養介護施設従事者等による高齢者虐待の再発防止の取組み	
第7章 資料編	44
1. 相談窓口一覧	44
2. 関連する法律や制度	46
3. 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律等	48
4. 高齢者虐待のサインチェック・シート	55
5. 高齢者虐待リスクアセスメント・シート	56
6. 老人福祉法・介護保険法による権限規定	57

第1章 高齢者虐待とは

1. 高齢者虐待の定義及び種類・内容²

(1) 高齢者虐待の定義

平成18年4月1日に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律¹」(以下「高齢者虐待防止法」という。)が施行されました。

この法律第2条においては、高齢者を65歳以上の者と規定し、高齢者虐待を2種類(養護者による高齢者虐待、養介護施設従事者等による高齢者虐待)に分類しており、その種類と内容については、下記(2)のとおりです。

1) 養護者による高齢者虐待

養護者とは・・・

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」と定義され、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられています。→通報・相談は、各地域包括支援センターへ。

2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

養介護施設従事者等とは・・・

老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う下記(2)に示す行為であると定義されています。該当する施設・事業は以下のとおりです。→通報・相談は、指導監査課へ。

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	a 老人福祉施設 b 有料老人ホーム	老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の(※)業務に従事する者
介護保険法による規定	a 介護老人福祉施設 b 介護老人保健施設 c 介護療養型医療施設 d 介護医療院 e 地域密着型介護老人福祉施設 f 地域包括支援センター	a 居宅サービス事業 b 地域密着型サービス事業 c 居宅介護支援事業 d 介護予防サービス事業 e 地域密着型介護予防サービス事業 f 介護予防支援事業	

(※)業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者(施設長、事務職員等)や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含まれます(高齢者虐待防止法第2条)

¹ この法律では、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進することとしています。国民全般に高齢者虐待に係る通報義務を課し、福祉・医療関係者に高齢者虐待の早期発見等への協力を求めるとともに、市町村における相談・通報体制の整備、事実確認や被虐待高齢者の保護に係る権限の付与、養護者への支援措置、要介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保するための関係法令に基づく市町村、都道府県の適切な権限行使等について定めるものです。

(2) 虐待の種類と内容

高齢者虐待の種類と具体的な内容は、以下のとおりです。

区分	内容と具体例
身体的虐待	<p>① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・ 刃物や器物で外傷を与える。等 <p>② 高齢者に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者に向けて物を投げつけ壊したりする。 ・ 高齢者に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。(※)等 <p>③ 高齢者の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。 【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。 ・ 移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。等 <p>④ 外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体を拘束し、自分で動くことを制限する(ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。等)。 ・ 外から鍵をかけて部屋に閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。等
介護・世話の放棄・放任	<p>① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。

区分	内容と具体例
介護・世話の 放棄・放任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・ 室内にごみを放置する、冷暖房を使わせない等、劣悪な住環境の中で生活させる。等 <p>② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービス等を、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 徘徊や病気の状態を放置する。 ・ 虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・ 本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。等 <p>③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。等
心理的虐待	<p>脅しや侮辱等の言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑したり、それを人前で話したりする等により、高齢者に恥をかかせる(排泄の失敗、食べこぼし等)。 ・ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・ 侮辱を込めて、子どものように扱う。 ・ 排泄交換や片付けをしやすいという目的で、高齢者の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・ 台所や洗濯機を使わせない等、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・ 家族や親族、友人等との団らんから排除する。等
性的虐待	<p>高齢者との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。

区分	内容と具体例
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・ 人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。 ・ 性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・ キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・ わいせつな映像や写真を見せる。 ・ 自慰行為を見せる。等
経済的虐待	<p>高齢者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・ 高齢者の自宅等を本人に無断で売却する。 ・ 年金や預貯金を無断で使用する。 ・ 入院や受診、介護保険サービス等に必要な費用を支払わない。等

(※)「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を發揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」(東京高裁判決昭和 25 年 6 月 10 日)。
 上記判例のとおり、身体的虐待における暴力行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と認定することができます。

出典：社団法人 日本社会福祉士会・市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き。中央法規出版、2011、207p.p5-6.を一部改変

(3) 高齢者虐待の発生要因

さまざまな要因によって、虐待は発生します。例えば、高齢者と養護者の間でとれていたバランスが、両者の心身の状態や性格、疾病、経済的困窮状態等により崩れ、そこに過去の複雑な関係が影響しあって起きることがあります。また、高齢者が認知症等を発症することにより、両者の力関係が逆転して起こることもあります。

以下の表は、それぞれの立場から見られる虐待の発生要因の主なものを列挙したのですが、こうした発生の要因を考えることが、虐待の防止・早期発見につながります。

<p>虐待者側の問題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護負担による心身、経済的なストレス ・ パワレス状態(無気力状態) ・ 介護や家事に慣れていない。介護知識や技術、介護意識の欠如 ・ 高齢者の疾患や認知症に対する知識不足。無理解 ・ 経済問題(貧困・無職・収入不安定・借金がある)等 ・ 金銭の管理能力がない ・ 依存症(アルコール・ギャンブル等) ・ 養護者自身の疾病、障害 ・ 性格的な偏り ・ 高齢者に対する恨みや過去からの人間関係の悪さ ・ 孤立、相談者がいない
<p>被虐待者側の問題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病、障害がある。 ・ 日常生活自立度の低下による要介護状態 ・ 判断力、コミュニケーション能力の低下 ・ 認知症の発症、悪化。(徘徊、不潔行為、暴力行為等の問題行動がある) ・ パワレス状態(無気力状態) ・ 性格(頑固、強引、自己中心的) ・ 借金、浪費癖がある。金銭管理能力の低下 ・ 介護保険料や健康保険料、税金の滞納 ・ 虐待者との人間関係の悪さ・悪化 ・ 養護者との依存関係
<p>その他の問題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族関係・親族関係の悪さ、無関心、孤立 ・ サービス利用に要する金銭的負担 ・ 近隣、社会との関係の悪さ ・ 家族の力関係の変化(主要人物の死亡等) ・ 暴力の世代間・家族間連鎖 等

第2章 高齢者虐待の防止等に対する基本的な役割と関係機関との連携

1. 国民の役割

高齢者虐待防止法では国民に対しても国民の責務として、以下の努力義務が規定されています。(第4条)

- ① 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めること。
- ② 国または地方公共団体が講ずる高齢者虐待防止、養護者支援等のための施策に協力すること。

2. 市町村の役割

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について、市町村が第一義的に責任を持つ役割を担うことが以下のとおり規定されています。

(1) 養護者による高齢者虐待について

- ① 高齢者や養護者に対する、相談、指導、助言(第6条)
- ② 通報を受けた場合、速やかな高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認、高齢者虐待対応協力者と対応について協議(第9条第1項)
- ③ 老人福祉法に規定する措置及びそのための居室の確保、成年後見制度利用開始に関する審判の請求(第9条第2項、第10条)
- ④ 立ち入り調査の実施(第11条)
- ⑤ 立ち入り調査の際に警察署長に対する援助要請(第12条)
- ⑥ 老人福祉法に規定する措置が採られた高齢者に対する養護者の面会の制限(第13条)
- ⑦ 養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置(第14条)
- ⑧ 専門的に従事する職員の確保(第15条)
- ⑨ 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備(第16条)
- ⑩ 対応窓口、高齢者虐待対応協力者の名称の周知(第18条)

(2) 財産上の不当取引による被害防止(第27条)

- ① 養護者、親族または要介護施設従事者等以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局・機関の紹介
- ② 財産上の不当取引の被害を受け、または受けるおそれのある高齢者にかかる審判の請求

(3) 船橋市における虐待防止支援体制図

船橋市では、高齢者虐待の防止のため、支援体制を構築しています。

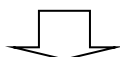
市 全 域

船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会(地域包括ケア推進課所管)

・市全体の高齢者虐待防止ネットワークの運営・進行管理の検証と高齢者虐待防止策の検討(システム・ネットワークの構築、広報・啓発検討を含む)を行う。

【委員構成】

学識経験者、医師、歯科医師、薬剤師、弁護士、警察署、社会福祉士、社会福祉協議会、民生委員、自治会連合会関係者、介護老人福祉施設関係者、介護老人保健施設関係者、在宅サービス事業者関係者、ケアマネジャー、ボランティア連絡協議会、接骨師会、鍼灸マッサージ師会、認知症の人と家族の会

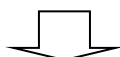


船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議(地域包括ケア推進課所管)

・介入困難事例や立入調査の要否の検討等、個々の虐待事例の対応策と継続支援の協議を行う。

【委員構成】

医師、歯科医師、薬剤師、弁護士、警察署、人権擁護委員、社会福祉士、民生委員、介護老人福祉施設関係者、介護老人保健施設関係者、在宅サービス事業者関係者、ケアマネジャー、認知症の人と家族の会



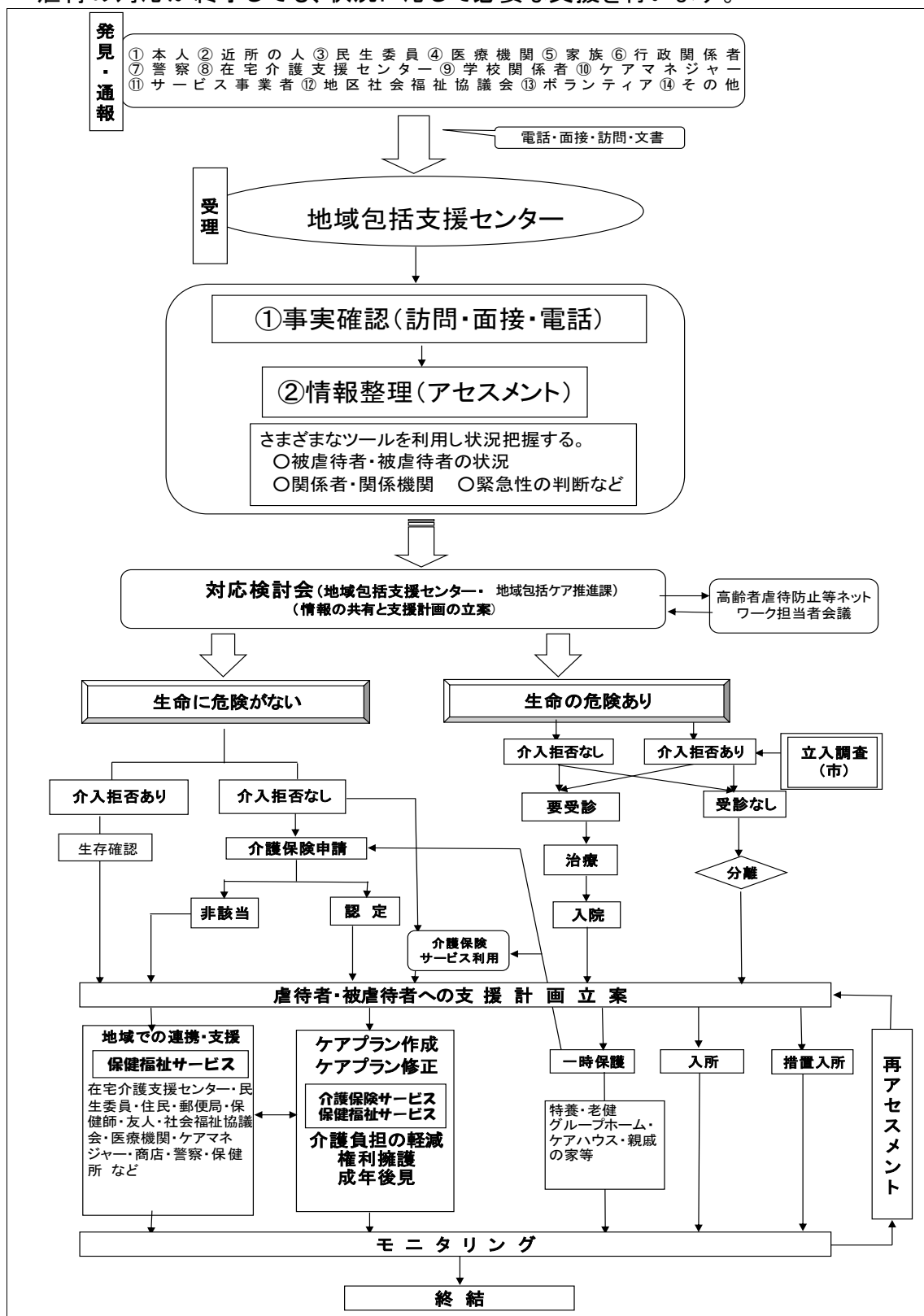
日 常 生 活 圏 域

地域包括支援センター

・虐待を受けている高齢者本人や虐待をしている養護者、その他虐待を発見した関係者等からの通報、相談、届出等の窓口となると共にこれらの相談等に対しての助言や指導を行います。更に、支援策の検討や実際に問題の解決のために対応する等高齢者虐待の中核を担います。職員として、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー等が配置されています。

(4) 船橋市高齢者虐待対応フロー図

以下は高齢者虐待の発見・通報から対応、終了までの一連の対応例です。
虐待の対応が終了しても、状況に応じて必要な支援を行います。



3. 関係機関の役割(ネットワークで期待される関係機関の役割)

高齢者の福祉に業務上または職務上関係のある者は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません。また、高齢者虐待防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努める必要があります(第5条)。

船橋市では、各機関の役割を生かしながら連携して対応にあたっています。

(1)地域包括ケア推進課

高齢者虐待に関する相談体制の整備やケース援助のためのシステムづくりを行うとともに、高齢者虐待の早期発見や防止に向けて、住民や関係機関に対する啓発や研修等を行います。

更に、老人福祉法に基づく措置の要請を高齢者福祉課に行います。

(2)地域包括支援センター

虐待を受けている高齢者本人や虐待をしている養護者、その他虐待を発見した関係者(近隣住民やケアマネジャー、介護保険サービス事業者等)等からの通報、相談、届出等の窓口になると共にこれらの相談等に対するの助言や指導を行います。更に、受理した通報等に対し、ケース会議により支援策の検討や実際に対応する等高齢者虐待対応や養護者の支援等の中核を担います。

職員として、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー等が配置されています。

(3)高齢者福祉課

地域包括ケア推進課の要請により、老人福祉法に基づく職権により、施設への入所や在宅サービスを提供する措置を行います。

(4)指導監査課

養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応にあたります。また、老人福祉法及び介護保険法に規定された権限を行使し、養介護施設・養介護事業所に対し、必要に応じて改善指導を行います。

(5)介護保険課

介護保険に関する一連の事務等を所管します。認定調査や審査の中で、高齢者虐待の発見に結びつく情報の通報等を行います。

(6)保健所 保健総務課

健康相談・健康教育・健康診査等、地域住民の健康増進のための活動を実施しており、これらの活動を通して高齢者虐待の発見とともに、相談窓口としての役割が期待されています。更に、ケース会議の結果に基づき、在宅支援の一環として、高齢者本人及び養護者、家族の相談、指導等にあたります。

また、高齢者や養護者、その他の家族に精神疾患の疑いがある時等、精神保健福祉の相談窓口となるほか、これら精神疾患を有する者に対する継続的かつ専門的な支援を行います。

(7)障害福祉課

養護者やその他の家族に障害がある場合には、相談窓口となり連携して支援を行う場合もあります。養護者に障害があることによって高齢者に虐待をしてしまったり、養護者による虐待は高齢者だけではなく障害のある家族にも行われていたりする可能性があるため障害福祉の専門的な支援を行います。

また、在宅の介護保険2号保険者(40歳以上65歳未満の特定疾病を有する者)への虐待の場合は、障害者虐待防止法により虐待対応を行います。

(8)生活支援課

高齢者や養護者、その他家族に収入がない、または少なく、親族の援助を受けたりしてもなお、暮らしていけない場合は、その程度に応じて国で定められている健康で文化的な最低限度の生活の保障を受けるため、生活保護の支給等を行います。

(9)ケアマネジャー

利用者宅への訪問や高齢者及び家族からの相談、サービス事業者からの報告等により、高齢者虐待を知り得る機会が多いため、虐待の早期発見者としての役割が期待されます。高齢者虐待ケースを発見した場合は、介護保険サービス提供事業者等から情報収集を行い、地域包括支援センターに通報すると共に虐待の改善に向けてケアマネジメントに反映させていきます。本人や家族がサービスの提供を拒否するなど、在宅サービスの提供のみでは、高齢者虐待の改善が見込めない処遇困難ケースについては、地域包括支援センター等が開催するケース会議に諮り、協働して対応していきます。

(10)在宅介護支援センター

地域の要援護高齢者に対する相談窓口の役割を持っています。高齢者のさまざまな相談の中から高齢者虐待の早期発見の可能な機関としての役割を持ち、地域包括支援センターと随時連携を図り対応をすると共に地域に対し虐待防止に繋がるよう啓発活動を行います。

(11)サービス提供事業所

訪問介護サービスは、介護保険サービスの中で最も多く利用されるサービスのひとつです。事業所は、サービス提供を行いながら高齢者や養護者の状況を観察し、声かけをする等の精神的な支援をします。通所系のサービスでは、入浴や排泄の介助等の機会に皮膚の状況や体重減少等について観察をすると共に食事の様子を観察する等栄養状態を把握します。これら身体機能の低下が介護者への介護負担に繋がりがりやすいことからケアマネジャーに変化を報告します。自分の気持ちを話せる家族以外の身近な存在になり得ることを認識し、支援に当たります。

訪問看護は、主治医との連携・指示の下、高齢者の病状等を正確に介護者に伝え、在宅での医療処置等で負担がないか等精神的な支援等で大きな役割を持ちます。

(12) 医療機関

診療を通して高齢者の不審な怪我や痣及び身体の状態を把握するとともに、家族・介護者の様子や変化、問題に気づくことが出来る機関です。法律第5条の高齢者虐待の早期発見等の役割に位置付けられていることから、虐待の早期発見が期待される他、地域包括支援センター等の関係機関に通報や相談等を行うことにより、虐待防止を図ったり、各種サービスへの連携につなげたりする等の役割を持ちます。

(13) 民生委員

地域における虐待の早期発見・通報、高齢者家庭の実態把握、見守り等の役割が期待されます。具体的には、高齢者等から直接相談を受けるほか、近所で叫び声が聞こえる、高齢者がおびえた様子であるなどの身近な情報をキャッチし、相談窓口となる地域包括支援センターへの相談や通報を行います。

また、日ごろより高齢者家庭の実態把握に努め、市町村や地域包括支援センター等の職員が事実確認等、家庭訪問する際に同行して、訪問活動が円滑にできるよう支援したり、安否確認や見守り活動を行ったりすること等も重要な役割となります。

(14) 警察署

虐待者の暴力に対応するだけでなく、地域での安全な生活を送ることに関する相談等を受け、幅広く市民の虐待の相談窓口となっています。高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期するため、必要時には立入調査及び調査の立会い等、連携して対応をしています。

(15) 社会福祉協議会

年金の搾取等経済的な虐待が増加している中で、高齢者の権利を守り適正な介護を受けられるようにするには金銭の管理が必要になります。社会福祉協議会は、権利擁護事業や成年後見制度等の啓発と利用するための支援を行ないます。

(16) 司法関係機関

高齢者虐待に対する個々の法律上の専門的な相談や相談者側への対応、また養護者等からの執拗な苦情等に対する支援として弁護士、法務局の人権擁護委員による支援があります。

第3章 高齢者虐待を防ぐために

1. 「高齢者虐待」の認識を高めましょう

(1) 高齢者虐待の特徴

高齢者虐待の特徴の一つとして、被虐待者自らが虐待されていることを訴えない、が声を上げられないということがありますが、これには以下のような理由が考えられます。

- ・ 高齢者が、(自分の介護で家族に負担をかけることを申し訳なく思い、)家族から虐待されることを仕方がないと思う。
- ・ 虐待するような人間に育てた自分が悪いと思う。
- ・ 相談した場合に、家族が「虐待者」と見られることをかわいそうと思う。
- ・ 家庭内の出来事を、他者の支援を受けて解決することと考えない。
- ・ 世間体を気にして自分の家の虐待が他者に知られることを恐れる。
- ・ 相談した場合にさらなる虐待の増大を恐れるために相談できない。
- ・ 要介護状態のために相談や助けを求めることができない。
- ・ 認知症のために虐待されていることを訴えられない。

虐待が長期化して深刻化するほど、高齢者は体力が落ちて無気力な状態になり、支援を求める声を出せないものです。高齢者の支援に当たっては、自らSOSを出しにくい高齢者の状況を理解して、虐待のサインを読みとり早期発見を心がけなくてはなりません。

また、長年の生活歴により被虐待者と虐待者のどちらかが悪いともいえない相互関係(家族歴)が存在する、高齢者、養護者ともに経済的な問題、疾病等多くの問題を抱えていることが多い等の特徴もあり、支援者は、虐待状況におかれた高齢者の心理を理解し、困難な状況であっても根気強く関わりを継続することが求められます。

(2) 高齢者虐待に関心を寄せることから

まずは高齢者に関わる人が「高齢者虐待」について理解し、身近な地域で起きていることを問題として認識することが大切です。

地域で虐待を防ぐためには、地域に住む一人ひとりが虐待を防いでいこうという意識を持つこと、高齢者の生活・介護等に関心を寄せてちょっとした変化に気がつくこと、困ったときに声をかけること等が大きな力、すなわち地域のセーフティーネットとなります。

2. 虐待に気づくアンテナを高く

(1) 介護の相談が虐待を防ぐことにつながることも

虐待が疑われる高齢者や家族と関わっていると、「介護が大変だったので相談したことがある」と言われることも少なくありません。高齢者や家族が「SOS」を出した時の対応が思うようにいかず、問題が解決されないまま状況が悪化することもあります。

また、高齢者や家族等は、相談したい内容を整理して話せるとは限りません。困っていることとして相談される内容と実際の問題点が異なる場合もあるので、相談者が何に困っているのかを正しく導いていくことも必要です。

(2) 気がついたことを大切に

相談の一つひとつを疑ってみる必要はないものの、「おやっ?」「何か変?」「不自然?」等、気になった時には丁寧に訴えを整理して相談を受けることで、虐待を防ぐことにつながることもあります。

高齢者虐待の早期発見に役立つ 12 のサイン

1. 身体に不自然な傷やアザがあり、(高齢者自身や介護者が)説明もしどろもどろ
2. 脱水症を甘くみること禁物。十分な水分補給が必要→家族が意図的に高齢者の水分補給を制限している等が想定される場合
3. 部屋の中に衣類、おむつ、食べかけの食事、食べ残しが散乱
4. 外で食事をするとき、一気に食べてしまう→高齢者自身が自分で食事の準備をしたり、食べたりできない場合
5. 必要な薬を飲んでいない、服薬の介助をしていない
6. 強い無力感、抑うつ、あきらめ、投げやりな態度が見られる
7. 落ち着きがなく、動き回ったり異常によくおしゃべりする→認知症高齢者で、自傷行為や体の揺すり、指しゃぶり、かみつきの、不定愁訴や言葉の繰り返し等の落ち着きない状態がある場合
8. 「年金をとりあげられた」と高齢者が訴える→十分な年金収入があるにもかかわらず、生活費に困窮したり、身に覚えのない借金の取立てが来る等
9. 高齢者を介護している様子が乱暴に見える
10. 家族が福祉・保健・介護関係の担当者を避ける
11. 家の中から、家族の怒鳴り声や高齢者の悲鳴が聞こえる
12. 天気が悪くても、高齢者が長時間、外にたたずんでいる、あるいは昼間、姿を見かけなくなった、窓が閉まったまま等→この状態が継続する場合

出典:「早期発見に役立つ 12 のサイン」(財団法人厚生労働問題研究会)

3. 認知症高齢者の理解を地域で

(1) 認知症は家族を巻き込む病気

これまでしっかりしていた高齢者に認知症の症状が見られるようになると、本人も家族も混乱することがよくあります。「しっかりして欲しい」と叱咤激励が虐待にエスカレートすることもあります。

認知症と分かっているにもかかわらず、周辺症状に振り回されて、養護者も辛くなり高齢者にあたってしまうこともあります。それほど養護者が追い詰められてしまうことを理解しておく必要があります。

認知症が病気であると認識せず、適切な支援や医療を受けずに、「認知症による言動の混乱」に介護者が振り回され、介護疲れ等から虐待に至る事例も見られます。高齢者虐待を未然に防止するためには、認知症を正しく理解することが重要です。

(2) 認知症の早期診断・早期治療

認知症の高齢者を病院に受診させることは大変なことですが、症状等病気を理解することで状況が改善されることもあります。

認知機能低下があっても、認知症ではなく、うつ病や甲状腺機能低下症のように医療による改善が可能なものもあります。

また、認知症の中にも、正常圧水頭症等医学的治療により改善可能なものやアルツハイマー型でも投薬により進行を遅らせることができる場合もあるので、専門医による早期診断、早期治療が大切です。

4. 介護負担を軽くする

高齢者自身が要介護状態にならないように予防し、介護が必要となった場合は、よりよい介護サービスを早めに利用して自立した生活を続けることも大切です。家族の介護負担を軽くすることにより、虐待防止につながることもあります。

しかし、社会の偏見が介護保険サービスを利用しにくくしている場合もあるので養護者の立場を理解し、抵抗なくサービスが利用できるような支援することも必要です。

5. 親の扶養義務をどのように考えるか

家族の役割として、同居者のみに介護が任せられがちな状況がありますが、別居の親族からの相談もあります。一方的な話だけでは事実は分からないものです。介護が必要になった段階で、親族がどう介護を支えあうか、役割をどのように分担するのか話し合いが必要となる場合もあります。

6. 高齢者自身の意識も大切

平均寿命が延び、高齢者自身が人生 80 年、90 年の生き方、自立を考えていく時代です。疾病を予防し、健康を保ちつつ、「自分はこうしたい」と主体的に語れるように支

援することも大切です。

7.虐待は誰にでも起こりうる

高齢者虐待は特別な人にだけ起きることではありません。例えば無意識に使った言葉が養護者・家族を傷つけ、追い詰め、虐待につながっていくこともあります。さまざまな背景が重なりあって、虐待が発生します。相手を思いやり、養護者を孤立させないことも重要です。

8.地域での支え合い、見守りを

「介護の大変さを理解し、気軽に手伝ってくれる人がいる」「話を聞いてくれる人がいる」等地域の人達がお互いに支え合ったり、見守りや声かけのネットワークが広がったりすることで虐待の防止につながっていきます。

第4章 養護者による虐待への対応

1. 虐待通報・相談に関して

(1) 通報等をする際の内容

虐待の対応はまずその発見・通報等の受理からはじまります。しかし、相談先である地域包括支援センター自らが発見するというよりは、虐待を受けている高齢者をはじめ、民生委員、医療機関、ケアマネジャー、各種サービス提供事業所等々からの通報や相談によって発見・把握するという場合がほとんどです。

そこで、通報や相談をする場合の基本的な確認事項や注意事項を理解していることが重要です。具体的には、以下の項目について把握している範囲で地域包括支援センターに通報等するようにします。

- ① 高齢者の氏名、生年月日、住所、家族構成
- ② 虐待の始期(いつから虐待がはじまったのか?)
- ③ 虐待の内容・頻度(「身体的・心理的・経済的・介護放棄・性的」といった虐待の状況とその虐待が行われている頻度はどの程度か?)
- ④ 現在及び将来における生命の危険性(危険性があると判断した根拠、または危険がないと判断した根拠)
- ⑤ 虐待者は誰か?(高齢者との関係)
- ⑥ 虐待と判断した根拠(なぜ虐待が行われていると思ったのか?)
- ⑦ 考えられる虐待の原因や背景はなにか?
- ⑧ 高齢者及び虐待者との接触は可能か?
- ⑨ 当該案件について、同じような情報を有しているのは誰か?その人との接触は可能か?
- ⑩ キーパーソンは誰か?
- ⑪ 高齢者の医療情報
- ⑫ 介護保険以外の公的サービスの利用はあるか?
- ⑬ 高齢者の資産状況(年金生活者、生活保護者等)
- ⑭ 通報者の氏名、住所、連絡先(但し、無理のない範囲で)

(2) 通報者に関する注意事項

1) 虐待発見者の姿勢

虐待の通報者は、自身関わっている高齢者に起こっていることが明らかに虐待であるという確信が持てないことが往々にしてあると思います。事実確認をしたいという気持ちから、対象者に状況を根掘り葉掘り聞いたり、調べようとなりがちですが、まずお近くの地域包括支援センターに通報等し、地域包括支援センターと共同で対応するようにしましょう。

2) 虐待が起こりやすい状況

虐待を受けている高齢者からは「虐待」という言葉が出ないことも往々にしてあります。高齢者は、自ら「自分は虐待を受けているから助けてほしい。」等と訴えることはあまりありません。家庭内虐待であれば、家庭の恥ということで、包み隠さず話をする人はほとんどいないといっても良いでしょう。従って、支援者側としては、自分が担当する高齢者も虐待を受けている可能性があってもおかしくはないということは意識しておく必要があります。

また、高齢者虐待ではないか？という意識と同時に大切なことは、気づきや虐待が起こりやすい状況について、予め知識として知っておくことです。

以下に、いくつかの例を掲載しますので、参考にしてください。

ア. 認知症高齢者を介護している場合

- a. 高齢者が認知症であるにも関わらず、認知症についての正しい認識を持っていない場合
- b. 認知症であるということを認めながらもその症状の変化に介護者がついていけない場合

イ. 家族の中にバランスを崩すようなエピソードがあったとき

- a. 突然、田舎から高齢者を引き取って同居を始めた場合
- b. 元気であった高齢者が病気で倒れた場合
- c. 高齢者と同居していた子が単身赴任等をした場合
 - ・子が不在になったことにより、気難しい高齢者に対する抑止力がなくなって高齢者のわがまま等が強まり、家族からの反発や虐待への動きが強まる。
 - ・反対に、子が不在になったことにより、高齢者に対する家族からの虐待に対する抑止力がなくなる。
 - ・子の不在により、介護者である子の配偶者にとって心身の支えがなくなり、介護者の孤立感等が強まって虐待へと発展する可能性が強まる。

ウ. 虐待が養護者の性格や家庭状況等に起因する場合

- a. きちんとした介護をしなければいけないという義務感の強い人、理想的な介護を求めすぎる人の場合

介護について、「こうしなければいけない」という余裕のない状態では、高齢者がさまざまな問題行動を起こした場合等、柔軟な受け止め方ができず、介護そのものが長続きしません。

また、介護に関するさまざまな情報があふれている現在、教科書どおりの介護をしようと意識しすぎると実際には、そのとおりにいかないことが多いため、理想と現実のギャップが受け止められない場合も注意が必要です。

b. 家庭内の人間関係がうまくいっていない場合

高齢者と介護者の人間関係が悪い場合はもとより、例えば、介護者である子自身の夫婦の関係がうまくいっていないということもあります。

3) 生命に危険は迫っていないか

虐待の対応で最も重要視しなければならないのは、生命を守るということです。現に高齢者が養護者から暴力を受けているのを目撃してこのまま放置しておくような事態になるかわからない、または、家の中から尋常でない物音や悲鳴が聞こえる、もしくは自宅を訪れたら高齢者が家の中で倒れている、等々さまざまな状況が考えられます。

4) 通報等の内容が不十分だからといって放置しない

既に述べたように、通報等が必ずしも受理する側にとって必要十分な情報でないことも多々あります。しかし、「通報等の内容が不十分であり、虐待かどうかかわからないから様子を見よう」ではなく、虐待の疑いがあるものについては、事実確認・情報整理をしなければなりませんので、地域包括支援センターに通報等してください。

2. 事実確認・情報整理

地域包括支援センターでは、高齢者虐待に関する相談・通報・届出がなされた場合、その内容に関する事実の確認を行う必要があります(第9条)。

虐待の通報等を受理した場合は、その情報が事実か否か、また虐待の疑いが疑いではなく事実であるのかを確認します。確認した事実は、情報整理をして実際に虐待があるのか無いのかを検証しなければなりません。この事実確認については、地域包括支援センターが単独で行うのではなく、複数の関係者(ケアマネジャー、サービス提供事業所等)と共に行う必要があります。事実確認は、虐待通報・相談によって提供された情報の精度を高めるために、関係するあらゆる機関に対して行いますので、ご協力をお願いします。

3. 緊急性の判断

虐待の事実が確認された、又は虐待が疑われる事実が確認された場合は、緊急性の判断を行うとともに対応方針を決定します。

虐待対応において大切なことの一つに緊急時の対応があります。

緊急事態と捉えるか否かの判断を誤ると大変な事態に発展することになりますので、注意しなければなりません。

(1) 緊急性が高いと判断される状況

1) 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される状況

・骨折、頭蓋内出血、重症のやけど等の深刻な身体的外傷

- ・極端な栄養不良、脱水症状
- ・「うめき声が聞こえる」等の深刻な状況が予測される情報
- ・器物(刃物、食器等)を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される

2) 高齢者や家族の人格や精神症状に歪みを生じさせている、もしくはそのおそれがある状況

- ・虐待を理由として、高齢者の人格や精神状況に著しい歪みが生じている
- ・家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている

3) 虐待が恒常化しており、改善の見込みがない状況

- ・虐待が恒常的に行われているが、虐待者の自覚や改善意欲がみられない
- ・虐待者の人格や生活態度の偏りや社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であったり、改善が望めそうにない

4) 高齢者本人が保護を求めている状況

- ・高齢者本人が明確に保護を求めている

(2) 立入調査

高齢者の生命又は身体に関わる事態が生じているおそれがあるにもかかわらず、調査や介入が困難な場合には、緊急的な対応措置として行政権限として認められている立入調査の実施について検討します。

1) 立入調査の法的根拠

高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、市長は、担当部局の職員や、市直営の地域包括支援センターの職員に、虐待を受けている高齢者の居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができるとされています(第11条)。

また、立入調査の際に必要なに応じて適切に高齢者の居所の所在地を管轄する警察署に対し援助を求めなければならないとされています(第12条)。

なお、正当な理由がなく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処せられることとなっています(第30条)。

2) 立入調査の制約

立入調査には、実施上の制約があることを踏まえた上で、立入調査の要否や方法、警察等関係機関への援助依頼の要否、タイミングや内容等を組織的に判断します。立入調査の権限を発動しても無条件に居所に立ち入れるわけではなく、あらかじめ立入調査を執行するための準備を行います。

4. 高齢者の保護

高齢者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとならば重大な結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合等には、高齢者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討します。

分離先は、施設に限ってのことではなく、高齢者の健康状態によっては医療機関や虐待者以外の親族の家、高齢者住宅等さまざまです。高齢者の心身の状況にとって最もよい場所を確保するようにします。

なお、緊急分離の場合、本市には「高齢者緊急ショートステイネットワーク事業」が整備されています。

(1) 老人福祉法に基づく職権による措置

1) やむを得ない事由による措置を行う場合

サービス利用契約を結ぶ能力に欠ける認知症高齢者である場合や、要介護認定を待つ時間的猶予がない場合等について、高齢者を虐待から保護し権利擁護を図るためには、適切に「やむを得ない事由による措置」の適用を行う必要があります。

高齢者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる等、高齢者に対する養護者による虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るうえで必要がある場合は、居宅サービス、養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置を講じることが規定されています。²

この「やむを得ない事由による措置」においては、虐待を受けている高齢者本人が同意していれば、家族の反対があっても措置することができます。

なお、特別養護老人ホームにおける措置入所では、入所定員を5%（例えば、定員40人を超える場合は、2人を上限）まで超えることが許されています。

2) 面会制限

高齢者虐待防止法では、老人福祉法に規定される「やむを得ない事由による措置」が採られた場合、市長や養介護施設の長は、虐待の防止や高齢者の保護の観点から、養護者と高齢者の面会を制限することができるかとされています（第13条）。

² 「やむを得ない事由」によって契約による介護保険サービスを利用することが著しく困難な65歳以上の高齢者に対して、市長が職権により介護保険サービスを利用させることができます。

（老人福祉法第10条の4、第11条第1項）介護認定がない場合や、高齢者が認知症等により措置されることの同意が得られない場合でも、措置は可能となっています。

5. 支援内容のモニタリングとアセスメント

高齢者虐待の対応については、例えば、どこかの施設に入所させれば終了というような単純な作業ではありません。一旦どこかに高齢者を避難させることに成功したとしてもそれ以上に大切なことは、その高齢者にとっての安住の地を確保することであり、ひいては養護者（通常は家族であることがほとんど）との関係改善を図るところまで支援することを忘れないようにします。養護者である家族に対する支援についても、必要に応じ各施策、制度の活用を図るために関係機関につないでいくことを忘れないようにすることが重要です。

高齢者にとって、安住の地を確保するための支援は、ルールに則った方法がありませんから、労力が必要となります。高齢者の心身の状態、本人の意向や性格、経済状況、親族状況、等々の多角的なアセスメントに基づいた支援方法を考えていかなければなりません。その上で、更にモニタリングをして、行った支援に誤りがないか、高齢者本人にとって満足のいく支援であったか否かを検証していく必要があります。

(1) 契約入所や入院等の場合

虐待を受けた高齢者が、「やむを得ない事由による措置」ではなく、契約による施設入所や医療機関に入院した場合でも、養護者と面会することによって高齢者の生命や身体の安全や権利が脅かされると判断される場合には、一定の基準に従って面会制限を行うことができます。

6. 事後フォローの重要性

虐待対応をしていて、とりあえず危険回避の急場をしのぐとその後の状況確認等を怠りがちになることが往々にしてあります。ところが、支援者側がこのフォローをしない間に再び「虐待の火種」がくすぶって、やがてまた火がつくといったことがあります。このように緊急分離等の危険回避のための対応をしてもそれで一安心することなく、その後のフォローが重要です。

虐待発生要因へのアプローチにより、虐待が解消されたこと及び高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整ったことを確認できた場合、地域包括支援センターの関与の検討、関係機関との連絡体制の構築を意識して、適切な関与、引き継ぎを行います。

このフォローについては、例えば「1か月に1回は家庭訪問をする」というように単純に決められることではありません。週に1回のこともありますし、3か月に1回ということもあります。あくまでもケースバイケースです。大切なことは、家庭訪問等の回数ではなく、その支援内容です。

例えば、認知症の高齢者に対する理解不足から結果として虐待行為が行われていた場合で、支援者が介入し、虐待行為が一旦は収まった家庭ではあっても、日々介護をしている家族の労苦は継続するので、介護疲労から次第に心身の余裕がなくなり、再び虐待が繰り返されるということも十分あり得る話です。

介護保険のサービスを導入することに加えて、継続したフォロー（例えば、介護者

の苦労話の傾聴、介護に関する適切なアドバイス、医療情報の提供、高齢者本人の身体的疾患のチェック等々)が虐待の抑止力になり、再発の防止につながります。

第5章 養護者支援

高齢者虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者の相談、指導及び助言その他必要な措置を講じることが規定されています(第14条)。

高齢者虐待への対応は、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考えて対応することが大切です。

高齢者が重度の要介護状態である、養護者に認知症に対する介護の知識がないために介護疲れによって虐待が起きる、家族間の人間関係、養護者自身が支援を要する障害の状態にある場合等、高齢者虐待は様々な要因が絡み合って生じていると考えられます。そのため、これらの要因を一つひとつ分析していくと対応策が見つかっていきます。

そのため、虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する観点が高齢者虐待対応には重要であり、養護者に対する支援を行う際には、以下の視点が重要です。

1. 養護者との間に信頼関係を確立する

支援者は、養護者を含む家族全体を支援するという視点に立ち、養護者等との信頼関係を確立するように努めます。

養護者が虐待者であったとしても非難するような否定的態度は禁物です。養護者が行う介護が専門職の立場からは非合理的であったり、見方によっては不適切なケアであったりしたとしても、一方的に介護方法を批判、否定しないようにします。

2. 介護保険をはじめとする福祉サービス援助

介護負担が虐待の要因と考えられる場合には、介護保険サービスや地域にある各種社会資源の利用を勧めたり、介護講習会等や家族会の参加を勧めたりする等、養護者等の介護負担やストレスの軽減を図るようにします。

高齢者が認知症のため、コミュニケーションが困難だったり、行動や記憶に混乱が見られたりする場合、養護者に大きなストレスがかかり、虐待が発生しやすいと報告されています。養護者やその家族に対して、認知症についての正しい知識と適切な具体的な対応の助言をします。

また、介護をしている養護者に対する周囲の人々の何気ない一言が養護者を精神的に追いつめてしまうこともあります。支援者を含め家族や親族が養護者の日々の介護に対するねぎらいの言葉をかけたり、支援したりすることが、養護者の精神的な支援にもつながります。そのため、周囲(地域)の人々からも、認知症に対する理解と協力を得ることが重要です。

3. 家族関係の回復・生活の安定

支援の最終的な目標は、家族関係の回復や生活の安定にあります。援助開始後も定期的なモニタリングを行いながら継続的に関わって高齢者や養護者・家族の状況を再評価し、最終目標につなげることが重要です。

しかし、虐待されている高齢者とその家族の関係は、家族間の長年にわたる歴史や背景があり、調整が困難で時間を要する場合があります。

支援者は、高齢者虐待が発生する要因と背景を理解したうえで、家族ごとの事情と現在の状態等を正確に把握し、慎重に対応する必要があります。

4. 精神疾患のある家族

高齢者を虐待する家族の中には、統合失調症やうつ等の精神疾患があったり、アルコール依存症や暴力的等、養護者自身が問題を抱えていたりする場合があります。

養護者本人が納得し自分から専門機関を訪れることが理想ですが、迷っている場合は、医療や心理的ケアの情報提供を行い、本人の意思を尊重しながら治療やケアの提供に結びつけるようにします。

しかし、病識がない場合や、社会不適応な行動をとる等、本人の意思に任せていると危険が予測される場合は、専門機関につながります。

5. 生活(経済や環境等)の安定を図る

低所得、将来への経済的な不安や住居狭隘、老朽等劣悪な環境はストレスがたまり、虐待の引き金になる可能性があります。

失業等で経済的に困窮している場合は、社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付や生活支援課など、経済的な援助に繋がります。養護者やその家族の不安を取り除き、生活保護等の制度を活用し就業や教育の機会を奪わないように配慮する等、生活の立て直しを図ることが必要です。

第6章 養介護施設従事者等による虐待への対応

本章における表記

本章での表記	正式名称
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年、法律第 124 号） ※本章で条文のみ記載している場合、高齢者虐待防止法の条文をさしています。
障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年、法律第 79 号）
監査（立入検査等）	介護保険法第 76 条等に基づく報告徴収・立入検査等、老人福祉法第 18 条及び第 29 条第 11 項に基づく報告徴収・立入検査
実地指導	介護保険法第 23 条に基づく文書の提出、当該職員への質問等
「不適切なケア」	「不適切なケア」とは、曖昧な概念であり定義も定かではありません。本章では「不適切なケア」を「高齢者虐待には該当しないが、サービス提供上何らかの問題があり、改善が必要な行為等」を指す表現として使用しています。

本章は、厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（平成 30 年 3 月）』及び公益社団法人日本社会福祉士会『市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き（平成 24 年 3 月）』をもとに作成しています。

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待の定義

(1) 養介護施設従事者等の定義

第1章1(1)「高齢者虐待の定義」でも述べたように、「養介護施設従事者等」とは、老人福祉法および介護保険法に規定される「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者となっています(第2条第5項)。また、高齢者虐待防止法では、高齢者の福祉・介護サービス業務に従事する者による高齢者虐待の防止についても規定されています(第2条、第20～25条)。

高齢者虐待防止法に規定されている「養介護施設」、「養介護事業」、「養介護施設従事者等」の範囲は以下のとおりであり、介護保険施設等の入所施設や介護保険居宅サービス事業者など、老人福祉法や介護保険法で規定されている高齢者向け福祉・介護サービスの業務に従事する職員すべてが対象となります。

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業 	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者(※2)
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 	

(※1)「届出」の有無にかかわらず、入居サービス、及び介護等サービスの実施が認められるものは、すべて有料老人ホームに該当するものとして取り扱うこととなる。

出典：平成14年7月18日付老発第0718003号「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」

(※2)業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者(施設長、事務職員等)や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含みます(第2条)。

上記に該当しない施設等における高齢者虐待については、提供しているサービス等に鑑み「現に養護する者」と考えられる場合、「養護者による虐待」として対応することになります。

なお、65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者「障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者をいう。」については、「高齢者」とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定が適用されます(第2条第6項)。

※上記のみなし高齢者であっても、虐待者が養介護施設従事者等ではなく、当該のみなし高齢者の養護者である場合は、障害者虐待防止法の規定により、養護者による障害者虐待として対応することになります。

(2) 虐待の種類と内容

第1章(2)「虐待の種類と内容」にて、類型別に高齢者虐待に該当する行為を例示しています。ただし、例示した行為のみが高齢者虐待に該当するわけではありません。確認された行為が虐待に該当するかどうかの判断は、高齢者虐待防止法の趣旨や虐待の定義に照らし合わせ、事実に着目し客観的・総合的に判断する必要があります。

(3) 身体拘束等

平成12年の介護保険制度の施行時から、介護保険施設などにおいて、高齢者をベッドや車いすに縛りつけるなど身体の自由を奪う身体拘束は、介護保険施設の運営基準において、サービスの提供に当たっては、入所者の「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き」身体拘束を行ってはならないとされており、原則として禁止されています。

身体拘束は、医療や介護の現場では援助技術のひとつとして安全を確保する観点からやむを得ないものとして行われてきた経緯がありますが、これらの行為は、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的な苦痛を与えると同時に、関節の拘縮や筋力の低下など高齢者の身体的な機能をも奪ってしまう危険性もあります。また、拘束されている高齢者を見た家族にも混乱や苦悩、後悔を与えている実態があります。

高齢者が、他者からの不適切な扱いにより権利を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることは許されるものではなく、身体拘束は原則として高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

ただし、高齢者本人や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる場合など、「身体拘束ゼロへの手引き」(厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議発行)において「緊急やむを得ない場合」とされているものについては、例外的に高齢者虐待にも該当しないと考えられます。

ここで、緊急やむを得ない場合とは、以下の3要件をすべて満たすことが定められており、ひとつでも要件を満たさない場合には指定基準違反となることに注意が必要です。

この緊急やむを得ない場合とは、あくまでも例外的な緊急対応措置であると捉える必要があり、安易に判断せず、慎重に運用することが求められます。また、家族等からの同意(書)があるという理由で長期間にわたって身体拘束を続けたり、施設として身体拘束廃止に向けた取組みを怠ることなども指定基準に違反する行為となりえます。

◆◆緊急やむを得ない場合の3要件◆◆

- 切迫性:利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- 非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- 一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※手続き上の手順

- ・「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当職員個人(又は数名)ではなく、施設全体で行えるように、関係者が幅広く参加したカンファレンス等で判断する体制を原則とします。
- ・また、身体拘束の内容、目的、理由、時間、時間帯、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要です。
- ・常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除します。
- ・身体拘束の態様・時間、心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録することが必須です。

◆◆身体拘束の具体例◆◆

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典:「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年3月:厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行)

前述の身体拘束の具体例はあくまでも「例」であり、これらに該当しないからといって身体拘束に当たらないということではありません。利用者の行動を制限・抑制する行為は、すべて身体拘束になりえます。

緊急やむを得ない場合と判断し身体拘束を実施する場合であっても、漫然と実施することなく、内容や実施時間帯を精査し、限定的かつ必要最小限にとどめる必要があります。そして、身体拘束を開始する際は適切な解除予定日を設定し、開始後は、要件に該当しているか、代替する介護方法はないかなど評価・検討を定期的に行い、身体拘束の解除に向けて取り組む必要があります。

身体拘束廃止の取組みにあたっては、施設長や管理者をトップとして方針の徹底や意識の共有、手続きの明確化など組織的な対応が必要です。「身体拘束ゼロへの手引き」等を活用し、身体拘束廃止に向けた体制の整備が求められます。

なお、原則として養介護施設においては、身体的拘束等の適正化を図るため、基準省令等において事業者は以下の措置を講じなければならないこととされています。

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(※)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(※)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護においては、運営推進会議を活用することができます。

上記の基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算することが規定されています。

2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止・発見時の対応

(1)未然防止の取組み

高齢者虐待の防止のためには、虐待を未然に防止する予防的取組みが最も重要になります。

虐待は突然発生するものではなく、不適切なケアや不適切な施設・事業所運営の延長線上にあると認識することが必要です。さまざまな相談や苦情、関係機関からもたらされる情報及び内部検証等を通じて、施設・事業所は自ら提供するサービスの実態を把握するとともに、虐待の小さな芽を積むべく日頃からの次のような管理運営・職員指導等の取組みが必要です。

- ・事故報告書や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取組み
- ・提供する介護の質を点検し、虐待につながりかねない不適切なケアを改善し、介護の質を高めるための取組み
- ・養介護施設・事業所の経営者・管理者層と職員が一体となって権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を高めるための研修の実施・教育等の取組み
- ・苦情対応システムへの外部委員や介護相談員など外部の眼を導入することによる施設・事業所運営の透明化に関する取組み
- ・面談等を通じた職員のメンタルヘルスに配慮した組織的な取組み
- ・業務管理体制の定期的な自主点検、必要に応じた体制の見直しや運用の改善の取組み
- ・虐待事案が発生した場合の迅速な報告体制の整備
(施設等にとってマイナスと思われる事案が発生した場合、上司等からの叱責を従事者等が恐れ
て隠蔽するのではなく、迅速に報告がなされるような風通しの良い組織づくり等)

なお、養介護施設・事業所の内部研修においては、認知症介護研究・研修仙台センターが開発した「養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及びストレスマネジメント支援に向けた教育システム」等の積極的な活用が求められます。

(2)情報公開及び苦情処理体制

養介護施設等は利用者が安心して過ごせる環境を提供するものですが、外部から閉ざされた空間でもあり、発生した身体拘束等の虐待事案が通報されにくい可能性があります。このため、養介護施設等の施設長等を中心とした従事者同士の一層の協力・連携による風通しの良い組織運営とともに、第三者である外部の目を積極的に入れることが有効です。

また、高齢者虐待防止法では、養介護施設等に対してサービスを利用している高齢者やその家族からの苦情を処理する体制を整備することが規定されています(第20条)。養介護施設等においては、苦情相談窓口を開設するなど苦情処理のために必要な措置を講じ、サービスの質を向上させるため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図り、苦情処理のための取組を効果的なものとしていくことも大切です。

(3)組織的運営の改善

養介護施設等には、高齢者虐待の未然防止のために、研修、苦情処理及び内部監査を含めた業務管理体制全般について適切に運用されているか把握することが求められています。これらを自主的に点検し、必要に応じて体制を見直し、運用を改善する必要があります。

(4)早期発見

養介護施設・事業所における不適切なケアや高齢者虐待の実態は、外部からは把握しにくい特徴があることを認識し、虐待を早期に発見しうる立場にある養介護施設・事業所に従事する者は、その職務において高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません。

虐待の発見にあたっては、顕在化した虐待のみならず、潜在している虐待の存在の可能性にも留意し、日頃から高齢者の言葉や行動に注意を払う必要があります。何よりも虐待を受けている高齢者の安心と安全の確保を図ることを第一に考え、早期発見に取り組む必要があります。なお、意図的か否かは問わず、高齢者の権利利益が侵害される行為は、虐待と判断すべきです。

(5)通報義務

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等に対し、当該施設・事業所において業務に従事する養介護施設従事者等から高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報しなければならないという通報義務を定めています。明らかに高齢者虐待があったと判断されるものに限らず、高齢者虐待があったと疑われる場合には通報する義務があります(第21条第1項)。

- ① 当該養介護施設又は養介護事業において業務に従事する養介護施設従事者等⇒ 通報義務
- ② ①以外の発見者(被虐待高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合)⇒ 通報義務
- ③ ①②以外の発見者⇒ 努力義務

(6)通報者の保護

養介護施設従事者等による高齢者虐待対応においては、通報者の保護が特に重要です。

高齢者虐待防止法では、

- ① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと(この旨は、養介護者による高齢者虐待についても同様。)(第21条第6項)。
- ② 養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと(第21条第7項)。

が規定されています。これは、養介護施設等における高齢者虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

ただし、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるもの(※)を除くこととされています。

(※)「過失によるもの」

「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通報」と解されます。

したがって、例えば、虐待を現認した上での通報でなければ過失ありとされるのではなく、虐待があると信じたことについて一応の合理性があれば過失は存在しないと解されます。

一応の合理性とは、具体的には、高齢者の状態や様子、虐待したと考えられる施設従事者の行動、様子などから、虐待があったと合理的に考えられることを指します。

虐待があったと考えることに合理性が認められる場合でなければ、不利益取扱いの禁止等の適用対象とはなりません。

養介護施設・事業所の経営者・管理者は、養介護施設従事者等に対して、通報義務について定期的に周知するとともに、通報等を行ったことによって解雇その他不利益な取扱いを受けないという通報者保護に関する規定についても説明し、通報者の保護を図らなければなりません。

なお、公益通報者保護法でも、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を①事業所内部、②行政機関、③事業者外部に対して所定の要件を満たして(例えば行政機関への通報を行おうとする場合には、①不正の目的で行われた通報でないこと、②通報内容が真実であると信じる相当の理由があること、の2つの要件を満たすことが必要です。)公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

■公益通報者に対する保護規定

①解雇の無効

②その他不利益な取扱い(降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等)の禁止

通報等を受けた市町村の職員にあっても、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない(第23条)と、通報者の保護を図ることが規定されています。

3. 通報等を受けた市の対応

高齢者虐待の通報等を受け付けた市は、高齢者虐待防止法に基づき、養介護施設・養介護事業所に対して事実確認調査を行います。

事実確認の方法については、当該事案の通報等の内容(情報の確度、事案の緊急性等)や当該養介護施設等の状況を踏まえ、以下の3つの中から適切なものを検討のうえ、実施します。

- 高齢者虐待防止法の主旨を踏まえて、当該養介護施設等の任意の協力の下に行う調査
- 介護保険法第 23 条に基づくいわゆる「実地指導」
- 介護保険法第 76 条第1項、第 78 条の7第1項、第 83 条第1項、第 90 条第1項、第 100 条第1項、第 114 条の2第1項、第 115 条の7第1項、第 115 条の 17 第1項、第 115 条の 27 第1項に基づくいわゆる「監査」

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止と虐待を受けた高齢者の保護を図るため、通報・届出を受けた市は、老人福祉法及び介護保険法に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが明記されています(第 24 条)。

養介護施設従事者等による高齢者虐待が強く疑われる場合には、当該施設から報告徴収を受けて事実を確認し、高齢者虐待が認められた場合には、市は指導を行い、改善を図ります。

指導に従わない場合には、第7章6に掲げる老人福祉法及び介護保険法に基づく勧告・命令、指定の取消し処分などの権限を適切に行使することにより、高齢者の保護を図ります。

(1)調査

事実確認を的確に行うために、以下の調査項目について調査を実施します。

高齢者虐待の調査項目の例

- ①当該高齢者の心身の状況、生活環境、サービス利用状況
- ②当該高齢者に対するサービス提供状況
- ③通報等の内容に係る事実確認、発生状況
- ④虐待を行った疑いのある職員の勤務状況
- ⑤職員の勤務体制
- ⑥その他必要事項 等

(2)ケース会議の開催

調査の結果に基づく虐待の有無の判断、指導方針等について、必要に応じて関係各課から意見を聴取します。

(3)高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議

ケース会議で意見を聴取した結果、虐待の有無の判断、指導方針等について有識者の助言等が必要と判断した場合に、高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議に諮ります。

(4)虐待の有無の判断

調査やケース会議等の結果により、指導監査課が虐待の有無の判断をします。

虐待が認められた場合はもちろん、虐待は認められなくとも、運営基準違反行為や不適切なケア等が認められた場合は、養介護施設等に対し、改善指導を行います。

(5)改善計画の確認

養介護施設等に対し、訪問調査の結果を報告するに当たり、改善が必要と考えられる事項と指導内容を通知します。

養介護施設等は、通知を受けて定められた期限内に指導内容に対する改善計画書を提出します。

改善計画は、指導内容に対し具体的な行動計画に基づいた取組内容、及び管理職中心の行動計画ばかりではなく、組織全体として虐待の発生防止にかなった内容を記載する必要があります。

実効性が伴わない具体性に欠ける計画の場合は、修正の指導を行います。また、改善計画においてはそれぞれの行動計画に期限を設け、進捗の確認ができる形で提出を促します。

(6)評価・モニタリング

改善計画書受理後、達成目標期日が経過した段階で、改善状況を確認し、実施している高齢者虐待の再発防止に向けた改善取組の評価を行います。

改善取組が滞っていたり、改善意識が見られなかったりする場合は、改善勧告や改善命令などの権限を行使し、養介護施設等の改善取組を促します。

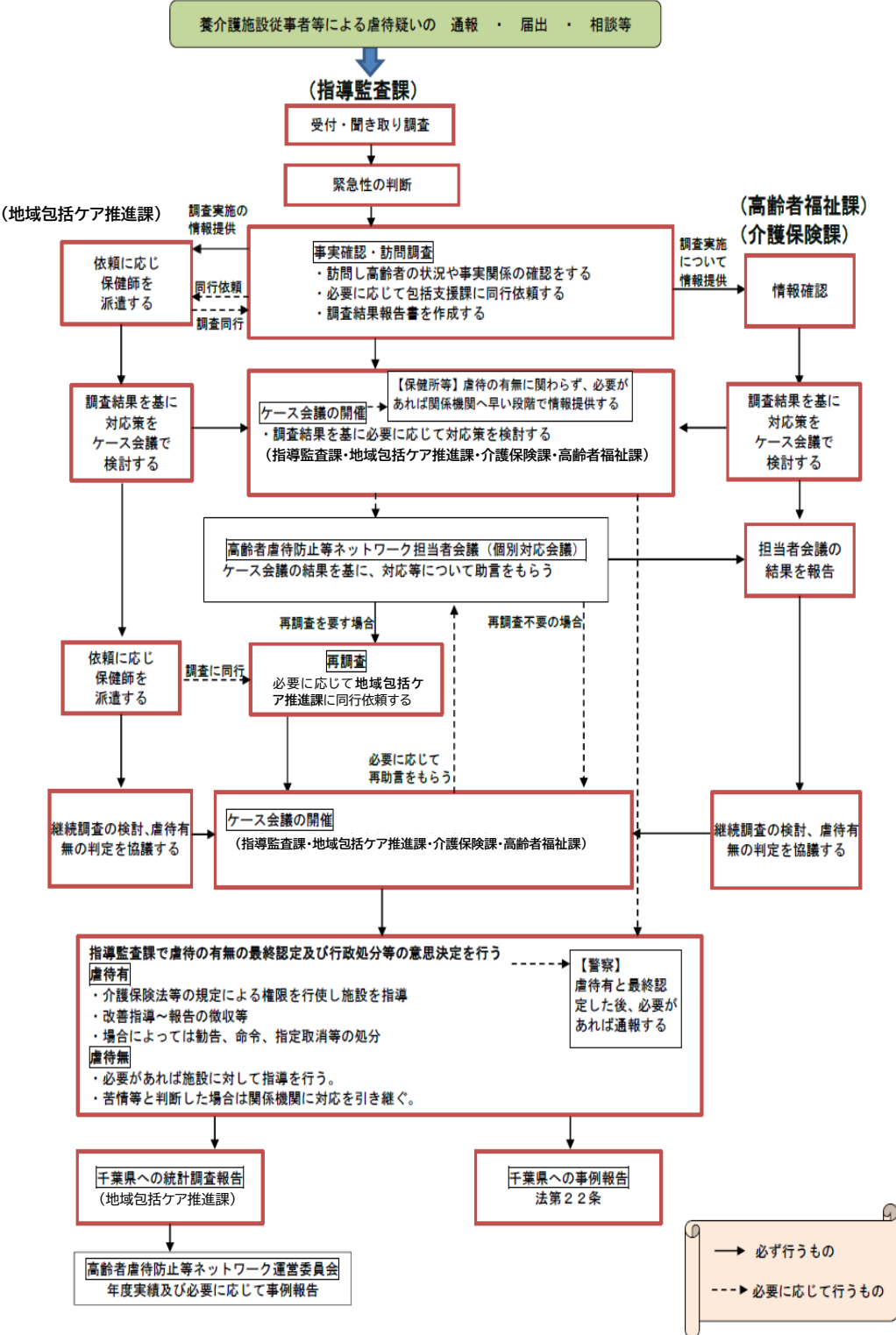
(7)終結

モニタリングを実施しながら、養介護施設従事者等による虐待状態の解消の確認や養介護施設等において、虐待防止の取組が継続的に実施できる体制の整備ができていることを確認し、終結の判断を行います。

※虐待対応終結後も通常の実地指導等でフォローします。

次ページに、養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応の概略を示します。

養介護施設従事者等による高齢者虐待（疑い含む）への対応フロー図



4. 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の視点

(1) 虐待対応の目的

養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の目的は、高齢者の安全を確保し、虐待を受けている状況を速やかに解消することであり、高齢者虐待を生み出す要因の一つになっている職場環境や業務運営、サービス提供のあり方等を改善し、虐待の再発を防止するとともに、高齢者の権利を守り安心して生活できる環境を整備することです。

(2) 高齢者への支援の視点

① 高齢者の安全確保、権利利益を守る迅速な対応

養介護施設従事者等による高齢者虐待対応においては、何よりも虐待を受けている高齢者の安全を図り、高齢者に対する権利利益の侵害を最小限に食い止めることが重要です。施設・事業所内で発見した際は、事実確認、緊急性の判断、高齢者への必要な支援実施まで迅速な対応が必要であると同時に、市への通報が必要です。

② 高齢者の意思の尊重と自己決定の支援

養介護施設従事者等による高齢者虐待対応にあたっては、高齢者の意思は最大限尊重されなければなりません。虐待対応の全過程で、高齢者の意思と希望の確認を第一に行うことが必要です。

また、高齢者は、虐待を受けることにより、安全・安心な生活が脅かされ、恐怖と不安に追い込まれ、生きる力を奪われ、パワレス状態(無気力状態)に陥り、自ら訴えたり助けを求めたりすることすらできない状態となることもあります。

虐待対応にあたっては、虐待を受けている高齢者のこのような心理状況を理解し、高齢者が本来持っている力を引き出す関わりを行い、本人の自己決定を支援することが重要になります。

③ 本人保護と支援

養介護施設従事者等による高齢者虐待対応では、高齢者自身がその後の対応(報復)を恐れて虐待を受けていることを認めなかったり支援を希望しない場合や、認知症などのために虐待を受けていることを理解できない場合もあります。高齢者の意思は最も尊重されるべきですが、客観的に、高齢者の生命や身体が危険な状況におかれたり、権利・利益が侵害されるおそれ等がある場合は、高齢者の安全・安心が確保されるよう適切な措置を講じる必要があります。そのためには、「自己決定の尊重」よりも「高齢者の安全の確保」のための対応を優先させることも必要です。

(3) 養介護施設・事業所における対応の視点

① 虐待の発生要因と組織の運営課題

養介護施設従事者等による高齢者虐待は、虐待を行った職員個人が必要な知識や技術を修得していなかったり、専門職に必要な倫理を理解していなかったり、ストレス対処面での問題等が直接的な原因として発生している場合が多いと考えられますが、その背景には組織運営面において何らかの課題があると考えて対処する必要があります。虐待が発生した原因を、虐待を行った職員個人の問題に帰せず、組織の問題として捉えることが重要です。

② 養介護施設・事業所における運営改善への取組み

養介護施設従事者等による高齢者虐待(不適切なケアを含む)が発生した養介護施設・事業所においては、再び高齢者に対する虐待や権利侵害が発生することがないように、業務改善や組織体制の見直しに取り組む必要があります。

また、市は通報を受けると、虐待の事実確認を行うとともに虐待が発生した要因・背景等についても確認を行います。市が示す改善を要する事項について改善に取り組むとともに、積極的に市に意見や助言等を求めて自らの施設・事業所の業務改善につなげることが重要です。

③ 継続的な取組み

時間の経過とともに養介護施設・事業所の改善取組の目的が曖昧になったり、職員の意識も薄らいでしまいます。養介護施設・事業所が、高齢者の権利利益を尊重し高齢者が安全に安心して生活が送れるサービス等を継続的に提供できる体制を構築できるよう、当面の改善取組を行った後も継続的に改善取組をモニタリングし、評価を行い、必要に応じて適切に見直しを図る必要があります。

5. 養介護施設従事者等による高齢者虐待の再発防止の取組み

養介護施設従事者等による高齢者虐待に該当する行為が認められた場合や、不適切なケアや指定基準に違反する行為等が認められた場合には再発防止に向けた取組みを行う必要があります。

特に、虐待に該当する行為、不適切なケア等が明らかとなった場合には、職員がなぜそのような行為を行ったのか、養介護施設・事業所としての取組みや管理運営面のどこに問題があるのか、発生事案に対して養介護施設・事業所は適切に対応できたのか等を検討する必要があります。

再発防止において最も重要な視点は「虐待を行った職員の処分で終わらせない」ことです。実際に虐待を行ったのはある特定の職員であったとしても、その職員が虐待を行う背景には養介護施設・事業所側の要因である組織運営上の課題があります。虐待の再発防止に向けた取組みでは、虐待などを生じさせるような組織運営上の課題を明らかにし、その課題を改善するための養介護施設・事業所自らの取組みを推進していくことが重要です。

○虐待等の再発防止に向けた取組みの基本的な考え方

背景となる要因の分析

↓

改善のための目標、計画、実施方法等の策定

↓

管理者を責任者とした組織的な取組みの実施

↓

実施状況のモニタリング・評価

↓

計画等の見直し、再アセスメント

↓

改善に向けた取組みの継続実施

なお、高齢者虐待や不適切なケアの再発防止に向けた取組みの考え方は、未然防止の考え方にも通じるものですので、未然防止にあっても同様の取組みを行うことが重要です。

(1) 背景要因を考える際の視点

① 職員の背景要因

虐待などを行った職員の背景要因を明らかにすることが求められます。虐待を行った職員の背景要因としては次のようなことが想定されます。なお、この分類は一つの例であり、必ずしも、この分類にしたがって整理する必要はありません。

◆◆虐待を行った職員の背景要因(例)◆◆

1. 知識・経験・技術(認知症ケア・身体拘束廃止を含む)の問題	高齢者介護に携わる職員が必要とする介護全般、認知症ケア(BPSD:認知症に伴う行動障害と精神症状への対応方法)、身体拘束廃止などの知識や技術が十分に習得されていないこと。
2. 倫理の問題	高齢者介護に携わる職員に必要とされる倫理や法令遵守の必要性が十分に理解されていないこと。
3. 施設介護の方針の不明確さ	施設として職員に対してあるべき高齢者介護の姿を示していないため、職員が介護の方向性を決めかねていること。
4. 被虐待高齢者の介護の方針の問題	虐待等を受けた高齢者個人についてアセスメントが不十分、サービス担当者会議でケアプランの検討が十分になされていないなど、介護の内容に問題があること。
5. 高齢者介護の体制の問題	施設としてアセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議、モニタリングなどのチームケアを行う体制が十分に整っていないなど、高齢者介護に支障がでていること。
6. 参加と業務改善の仕組みの問題	施設が現場職員の意見を聞くなど施設経営への参加の機会を設けていない、各種委員会等への参加の機会を設けていない、業務改善の仕組みが整っていないことなど。
7. 建物の構造、設備等の問題	高齢者介護を行う上で建物の構造上の問題、設備、福祉用具などの問題があり、介護を適切に行えない、介護負担が増加するなど。
8. 業務負担の問題	職員の業務負担の把握や、業務負担を軽減するための取組みが十分でないこと。
9. 相談体制の問題	職員が業務上の悩みなどを相談するための体制が不十分であること。
10. 待遇の問題	給与、昇給、昇進、有給休暇を取りづらいなど待遇面での不満があること。
11. その他の問題	その他、虐待を行うに至った理由等

出典:平成23年度 東京都区市町村職員等高齢者権利擁護研修 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修講義資料(財団法人東京都福祉保健財団)

実際には、これらの背景要因が複雑に影響しあい虐待や不適切なケアが生じると考えられ、改善指導は、これら職員の背景要因を把握することです。

②組織運営上の課題

組織運営上の課題を把握する上で最も重要なことは、経営責任の明確化です。経営者・管理者層が虐待を行った職員の背景要因に対してどのような取組みをしているのか、その取組みが効果をあげているのかなど、経営責任を果たしているかどうかを自ら検証し把握することが必要です。

例えば、認知症ケアに関して知識や技術が不十分であるような場合、研修の機会が十分に確保されているかどうかを確認する必要があります。なお、研修は実施していれば良いというものではありません。研修前後には職員の意識調査や習熟度調査を実施し、何が課題かを明らかにして体制の改善につなげていくことが重要です。また、内部研修だけではなく積極的に外部研修も取り入れ、最新の認知症ケアの知見を知る機会をもうけ、日頃の自分たちの介護のあり方を見直す機会をつくることにより、適切な介護を行えていないことに気づくことができ、虐待の未然防止につなげることが可能になります。

③職員の背景要因と組織運営上の課題の関係の整理

再発防止に向けた取組みは、常に組織運営上の課題を明らかにしていくという観点で行う必要があります。職員の介護に関する知識や技術の不足は、組織として介護の質の向上のための取組みが行われていない、あるいは取組みが行われていても内容が適切でない場合があります。もし多くの職員が介護に関する知識や技術が十分で、当該職員だけが不十分な場合であっても、何故、当該職員のみが介護について知識や技術が不足したままであったのかを、組織運営上の課題として捉えることが必要です。

職員の背景要因は様々であり、また組織運営上の課題も様々です。そのため、多くの要因が複雑に影響し合って虐待などが発生すると考えられるため、職員の背景要因と組織運営上の課題の関係を整理することは複雑な作業になることがあります。しかし、再発防止に向けた取組みを行うためには重要な作業です。

(2)改善計画を考える際の視点

改善計画を考えるうえでは、虐待の背景要因や課題に基づき目標を設定し、その目標を達成するための具体的な実施方法や実施に係る役割分担、実施期間及び評価の時期等を適正に設定します。

市から改善指導や助言等を受けている場合は、それに即した計画策定が必要ですが、その外にも養介護施設・事業所が主体的に背景要因や課題を検証・抽出し、改善計画を検討していくことが重要です。

なお、養介護施設・事業所のみでは十分な取組みが困難と思われる事項や、市が関与できる事項については、市に対して協力を求めることも必要です。

◆◆改善計画策定に際して必要な視点(例)◆◆

- 改善取組の目標や達成時期が明確になっているか(短期・中長期に達成すべきこと等)
- 改善取組の具体的方法が示されているか
- 改善取組のために適切な職員(役職者等)が割り振られているか
- 改善計画の作成には経営者・管理者層や職員全員が関わっているか
- 改善計画は経営層の責任において作成されているか
- 改善取組を担保するための仕組みの実効性はあるか
- 市から改善指導や助言等を受けている場合)市が指摘した事項が改善取組として網羅されているか 等

出典:平成23年度 東京都区市町村職員等高齢者権利擁護研修 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修講義資料(財団法人東京都福祉保健財団)を一部修正

(3)改善取組みを推進するための工夫

養介護施設・事業所は、改善取組を推進するために様々な工夫が求められます。基本的には、閉鎖的になりやすい施設・事業所の運営に対して、外部の目を入れるという視点が重要です。

以下にその方法を例示しますが、施設・事業所それぞれの実情や事案内容に合わせた外部モニタリング方法を検討し、自らの改善取組みを推進することが必要です。

◆◆改善に向けた取組を推進するための方法(例)◆◆

- 施設・事業所内に第三者委員を含む高齢者虐待防止委員会等を設置し、定期的に改善取組の評価を行う。
- 施設・事業所の苦情対応に第三者委員を導入することや介護相談員※を受け入れるなど、常に第三者の目が入る環境を整える。
- 職員への意識調査や利用者・家族へのアンケート調査を実施するなど、定期的に改善に向けた取組みの効果を検証する。
- 福祉サービス第三者評価又は地域密着型サービス外部評価を受審するなど、提供するサービスについて外部からの評価を受ける。
- 当該施設・事業所内で定期的に自己評価を実施し、何がどこまで改善しているのか、未達成の課題は何かなどを整理する。
- 都道府県がホームページなどで公開している第三者評価の結果から優れた取組みを参考にする。

※「平成18年5月24日付『介護相談員派遣事業の実施について』厚生労働省老健局計画課長通知」参照

(4)改善計画のモニタリング・評価、見直し

養介護施設・事業所の高齢者虐待の再発防止に向けた取組みは、ただ漫然と行うのではなく、実施している改善取組みの定期的なモニタリングや、目標設定時期が経過した段階での評価、見直しを行う必要があります。

モニタリング、評価においては、改善取組の実施状況の確認とともに、虐待等の背景要因や課題が改善されているかの確認を行います。また、改善状況に応じて、計画や実施内容の見直し等を行い、改善取組みの実施を継続します。

なお、モニタリングや評価において改善取組みが滞っていたり、職員の改善意識がみられない状況が確認された場合は、経営者層や管理者の責任の下、改善取組みの根本的な見直しが必要となります。

◆◆改善に向けた取組みの評価で確認すべき項目(例)◆◆

- 確認された虐待や不適切なケアなどが解消されているか
- 評価時点でその他の虐待や不適切なケアなどが新たに生じていないか
- 個々の改善目標が計画どおり達成されているか
- 改善が進んでいない項目について、新たな取組みの必要性はないか
- 当初確認された事項以外の点で、虐待に関連して改善を要する事項はないか
- 高齢者の生活を支援する環境として虐待を生ずるような不安要素はないか
- 虐待予防のための取組みが継続して行われているか
- 虐待が生じた場合の対応策が講じられているか など

高齢者虐待の再発防止に向けた取組みは、最終的には終結を目指しますが、施設・事業所においては、指定基準の遵守及び安心・安全なサービスの提供のための適正な管理運営や職員教育、組織風土の醸成などを継続して実施していくことが重要です。

第7章 資料編

1. 相談窓口一覧

(1) 高齢者(65歳以上の方)への虐待が疑われるときは、担当地区の地域包括支援センターへ(平日9時～17時まで 祝日年末年始は休み)

名称	担当地区(町名)	連絡先	所在地
中部地域包括支援センター	米ヶ崎町、夏見、夏見台、夏見町、金杉、金杉台、金杉町、高根町、緑台	047-423-2551	北本町1-16-55 保健福祉センター1階
新高根・芝山、高根台 地域包括支援センター	新高根、芝山、高根台	047-404-7061	芝山1-39-7 フロンテヌ芝山104
東部地域包括支援センター	滝台、滝台町、二宮、飯山満町、七林町、薬円台、薬園台町	047-490-4171	薬円台5-31-1 社会福祉会館3階
三山・田喜野井 地域包括支援センター	田喜野井、習志野、三山	047-403-5155	三山6-41-24 田屋ビル103
習志野台 地域包括支援センター	習志野台、西習志野	047-462-0002	習志野台2-71-10
前原地域包括支援センター	中野木、前原東、前原西	047-403-3201	前原西2-29-9 青空ビル1階
西部地域包括支援センター	印内、印内町、葛飾町、古作、古作町、西船、東中山、本郷町、山野町、二子町、本中山	047-302-2628	本郷町457-1 西部消防保健センター4階
法典地域包括支援センター	上山町、藤原、馬込町、馬込西、丸山	047-430-4140	馬込西1-2-10 寿ビルA101
塚田地域包括支援センター	旭町、北本町、行田、行田町、前貝塚町、山手	047-404-7221	前貝塚町565-11 塚田プラザ3階
南部地域包括支援センター	栄町、潮見町、高瀬町、西浦、浜町、日の出、湊町、若松、本町3丁目、海神、海神町、海神町東、海神町西、海神町南、南海神、南本町	047-436-2883	湊町2-10-25 市役所3階
宮本・本町 地域包括支援センター	宮本、市場、東船橋、東町、駿河台、本町(3丁目除く)	047-401-0341	宮本4-19-12 ヨモギダビル2階
北部地域包括支援センター	三咲、三咲町、南三咲、松が丘、大穴南、大穴北、大穴町	047-440-7935	三咲7-24-1 北部福祉会館1階
二和・八木が谷 地域包括支援センター	二和東、二和西、咲が丘、高野台、みやぎ台、八木が谷、八木が谷町	047-448-7115	二和東6-17-39
豊富・坪井 地域包括支援センター	大神保町、金堀町、楠が山町、車方町、小野田町、小室町、古和釜町、神保町、鈴身町、坪井町、豊富町、坪井東、坪井西	047-457-3331	神保町117-8

- (2) 養介護施設従事者等による虐待が疑われるときは
船橋市福祉サービス部指導監査課 連絡先 047-404-2712
(平日9時～17時まで 祝日年末年始は休み)

(3) 障害者の相談窓口

名称	内容	連絡先	時間
船橋市障害福祉課	障害者福祉施設の職員等による障害者虐待の通報等	047-436-2345	平日 9時～17時
船橋市障害者虐待防止センター(はーぶ)	虐待を受けている障害者本人、その発見者からの通報等の受付・相談	047-401-8495	平日 10時から18時
基幹相談支援センター ふらっと船橋	福祉サービス、権利擁護、地域移行、定着への支援・相談等	047-495-6777	月～土 10時から18時

(4) 子どもに関する相談窓口

名称	内容	連絡先	時間
船橋市家庭児童相談室	出産や子育ての悩みの相談や、虐待を受けたと思われる子どもを見つけた場合の相談等	047-409-3469	平日 9時から17時
児童相談所全国共通ダイヤル	18歳未満の児童虐待に関する相談	イチハヤク 189	24時間365日対応

(5) 配偶者からの暴力相談

1) 女性の相談窓口

DVをはじめ女性からの様々な悩み・心配に対する相談ができます。

名称	時間	連絡先
船橋市女性相談室	平日、第二・第四土曜日 9時～16時 祝休日は除く	047-431-8745
千葉県女性サポートセンター	24時間365日対応	043-206-8002
千葉県男女共同参画センター	火曜から日曜日 9時30分～16時	04-7140-8605
千葉県習志野健康福祉センター	平日 9～17時	047-475-5966

2) 男性の相談窓口

千葉県男女共同参画センター 連絡先 043-308-3421

(火・水曜日16時から20時 月曜祝日の翌日火曜日・祝日年末年始は休み)

2. 関連する法律や制度

(1) 成年後見制度の市町村長申立

高齢者虐待防止法でも、適切に市町村長による成年後見制度利用開始の審判請求(以下「市長申立」といいます。)を行うことが規定されています(第9条)。

成年後見制度は、判断能力の不十分な者を保護し支援するために有効であり、本人及び親族が申立てすることができますが、できない場合には、地域包括支援センターで市長申立の準備を行います。

また、千葉県社会福祉協議会では、日常生活に不安を感じていたり、判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業も実施されています。

(2) 住民基本台帳の閲覧等の不当利用の防止

高齢者が身を守るために転居した場合、養護者やその知人が住民基本台帳の閲覧等の制度を不当に利用して高齢者の住所を探し、再び虐待に及ぶ危険が考えられる場合があります。

その場合、市役所が事務を行う住民基本台帳の閲覧等について、高齢者の申出に基づき、高齢者に係る住民基本台帳の閲覧等の請求は拒否されます。また、第三者からの請求については、養護者のなりすましや養護者からの依頼による閲覧等を防止するため、本人確認や請求事由の審査がより厳格に行われます。

(3) 年金搾取等の事実確認のための年金個人情報確認

養護者等が高齢者の年金を管理し、経済的虐待に及んでいることが考えられる場合、年金の引き出し履歴を確認して虐待の事実を把握したり、振り込み口座を変更し、高齢者の年金を保護する等の対応が必要な場合が考えられます。

年金に関する個人情報は、プライバシー性が非常に高いことから、その目的外利用・提供は行政機関個人情報保護法よりも厳しく制限されており、他の行政機関等への年金個人情報の提供は、政府管掌年金事業に関連する事務や明らかに本人の利益となる場合等に限られています。年金搾取や介護放棄等の虐待を受けているおそれのある事案について自治体が行う事実関係の把握等、厚生労働省令で定める事務のために、年金個人情報を確認できることになりました。

(4) 年金個人情報の秘密保持の手続

日本年金機構では、秘密保持の手続を希望する者のうち、暴力、財産の不当な搾取等の虐待を受けているため、保護・支援されている又は過去にされていたことが支援機関等により証明されている者は

- ①基礎年金番号を別の番号に変更する
- ②本人又は法定代理人以外の者が委任状を持参して来訪したとしても個人情報に

関する回答及び手続を行わないことが可能です。

秘密保持の手続の要件として、支援機関等による証明書の提出を求めているため、保護・支援を受けている又は過去にされていた旨の証明を行う等の対応が必要です。

(5) 虐待等被害者に関わるマイナンバー制度の不開示措置

マイナンバー制度においては、虐待等の被害者の住所・居所がある都道府県又は市町村に係る情報を加害者が確認できないよう、不開示コード等の設定や、お知らせを送る対象から除外する措置を行うことができます。

(6) 財産上の不当取引による被害の防止

1) 被害相談、消費生活関係部署・機関の紹介

高齢者の財産を狙った不当な住宅改修や物品販売等の例が少なくありません。こうした被害に対して相談に応じ、高齢者の財産を保護するために適切な対応を図ることが必要とされています。

高齢者虐待防止法では、市町村は、養護者や高齢者の親族、養介護施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、若しくは消費生活業務の担当部署や関連機関を紹介することが規定されています(第27条)。

特に、地域包括支援センターにおいては、消費生活センターと定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、自治会等の地域住民、ケアマネジャー、訪問介護員等に対して不当取引に関する情報提供を行います。

住民に対しては、財産上の不当取引による高齢者の被害に関する相談窓口として消費生活センターを周知するとともに、消費生活に関連する部署・機関との連携協力体制の構築を図ります。

2) 成年後見制度の活用

財産上の不当取引のように、経済的虐待と同様の行為が認められる場合には、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用も含めた対応が必要となります。前述した市長申立も活用しながら、高齢者の財産が守られるよう支援を行います。

3. 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八

項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（平一八法八三・平二〇法四二・平二三法七二・平二三法七九・平二六法八三・平二九法五二・一部改正）

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵害事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者

虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平二〇法四二・平二三法七二・一部改正)

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努め

なければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(平二〇法四二・平二三法七二・一部改正)

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受け

た高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村

に通報するよう努めなければならない。

- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二條 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三條 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第二十四條 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第二十五條 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

（調査研究）

第二十六條 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

第二十七條 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

- 2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（成年後見制度の利用促進）

第二十八條 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九條 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十條 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（検討）

- 2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措

置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第百五条、第百二十四条並びに第百三十一条から第百三十三条までの規定 公布の日

二から五まで 略

六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十六条、第百十一条、第百十一条の二及び第百三十条の二の規定 平成二十四年四月一日

(平一八法一一六・平二三法七二・一部改正)
(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

第百三十条の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法(以下この条において「旧介護保険法」という。)第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第百十一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第百十一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、平成三十六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により平成三十六年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

3 第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第百七条第一項の指定の申請であって、第二十六条の規定の施行の際、指定をすることがあるかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。

この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があったときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

(平二三法七二・追加、平二九法五二・一部改正)
(罰則に関する経過措置)

第百三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平二三法七二・一部改正)

(処分、手続等に関する経過措置)

第百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年一二月二〇日法律第一一六号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一九年政令第一〇号で平成一九年一月二六日から施行)

附 則 (平成二〇年五月二八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二一年政令第九号で平成二一年五月一日か

ら施行)

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定(「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。))に限る。)、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七条(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。))及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十号)の施行の前日である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二條、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

二 略

- 三 第二条の規定、第四条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第一百五十五条の十二、第一百五十五条の二十二第一項及び第一百五十五条の四十五の改正規定、同法第一百五十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第一百五十五条の四十六及び第一百五十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第一百五十五条の四十八を同法第一百五十五条の四十九とし、同法第一百五十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第一百七条、第一百八条、第二百二十二条の二、第二百二十三条第三項及び第二百二十四条第三項の改正規定、同法第二百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第二百二十六条第一項、第二百二十七条、第二百二十八条、第四百一条の見出し及び同条第一項、第四百八条第二項、第五百十二条及び第五百十三条並びに第七百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第七百七十九条から第八百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十六条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十七条の規定、第十八条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条(ただし書を除く。)、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第

五十条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百二十四号)第二条第五項第二号の改正規定(「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。)並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

四及び五 略

六 第六条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第十一条の規定、第十五条中国民健康保険法第五十五条第一項の改正規定、同法第一百六条の二第一項第六号の改正規定

(「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。)及び同法附則第五条の二第一項の改正規定、第十六条中老人福祉法第五条の二第三項の改正規定(「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。)、同条第七項の改正規定、同法第十条の四第一項第二号の改正規定(「規定する通所介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える部分に限る。)、同法第二十条の二の二の改正規定(「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。)及び同法第二十条の八第四項の改正規定(「小規模多機能型居宅介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える部分に限る。)、第十八条中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の改正規定(「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。)並びに同法附則第二条及び第十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十二條の規定並びに附則第二十条(第一項ただし書を除く。)、第二十一条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第二条第二項第四号ロの改正規定(「居宅サービス、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。)、附則第五十二条中登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

(平成二七年政令第四九号で平成二八年四月一日から施行)

(平二七法三一・一部改正)

(罰則の適用に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条におい

て同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年五月二九日法律第三一号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日

附 則 (平成二九年六月二日法律第五二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日

(検討)

第二条

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

4. 高齢者虐待のサインチェック・シート

高齢者虐待のサインチェック・シート	
該当者名()、年齢() 記載日: 年 月 日	
1	身体的虐待 サイン:当てはまるものがあればチェック(レ)し、他に気になる点があれば()に簡単に記入
	あざや傷の有無 <input type="checkbox"/> 頭部に傷、 <input type="checkbox"/> 顔や腕に腫脹、 <input type="checkbox"/> 身体に複数のあざ、 <input type="checkbox"/> 頻繁なあざ、 <input type="checkbox"/> その他()
	あざや傷の説明 <input type="checkbox"/> つじつまが合わない、 <input type="checkbox"/> 求めても説明しない、 <input type="checkbox"/> 隠そうとする、 <input type="checkbox"/> その他
	行為の自由度 <input type="checkbox"/> 自由に外出できない、 <input type="checkbox"/> 自由に家族以外の人と話すことができない、 <input type="checkbox"/> その他
	態度や表情 <input type="checkbox"/> おびえた表情、 <input type="checkbox"/> 急に不安がる、 <input type="checkbox"/> 家族がいる場面いない場面で態度が異なる、 <input type="checkbox"/> その他
	話の内容 <input type="checkbox"/> 「怖い」「痛い」「怒られる」「家にいたくない」「殴られる」といった発言、 <input type="checkbox"/> その他
	支援のためらい <input type="checkbox"/> 関係者に話すことを躊躇、 <input type="checkbox"/> 話す内容が変化、 <input type="checkbox"/> 新たなサービスは拒否、 <input type="checkbox"/> その他
	その他 ()
2	ネグレクト サイン:当てはまるものがあればチェック(レ)し、他に気になる点があれば()に簡単に記入
	住環境の適切さ <input type="checkbox"/> 異臭がする、 <input type="checkbox"/> 極度に乱雑、 <input type="checkbox"/> ベタベタした感じ、 <input type="checkbox"/> 暖房の欠如、 <input type="checkbox"/> その他
	衣服・寝具の清潔 <input type="checkbox"/> 着のみ着のまま、 <input type="checkbox"/> ぬれたままの下着、 <input type="checkbox"/> 汚れたままのシーツ、 <input type="checkbox"/> その他
	身体の清潔 <input type="checkbox"/> 身体の異臭、 <input type="checkbox"/> 汚れのひどい髪、 <input type="checkbox"/> 皮膚の潰瘍、 <input type="checkbox"/> のび放題の爪、 <input type="checkbox"/> その他
	適切な食事 <input type="checkbox"/> やせが目立つ、 <input type="checkbox"/> 菓子パンのみの食事、 <input type="checkbox"/> 余所ではガツガツ食べる、 <input type="checkbox"/> その他
	適切な医療 <input type="checkbox"/> 家族が受診を拒否、 <input type="checkbox"/> 受診を勧めても行った気配がない、 <input type="checkbox"/> その他
	適切な介護等サービス <input type="checkbox"/> 必要であるが未利用、 <input type="checkbox"/> 勧めても無視あるいは拒否、 <input type="checkbox"/> 必要量が極端に不足、 <input type="checkbox"/> その他
	その他 ()
3	性的虐待 サイン:当てはまるものがあればチェック(レ)し、他に気になる点があれば()に簡単に記入
	出血や傷の有無 <input type="checkbox"/> 生殖器等の傷、 <input type="checkbox"/> 出血、 <input type="checkbox"/> かゆみの訴え、 <input type="checkbox"/> その他
	態度や表情 <input type="checkbox"/> おびえた表情、 <input type="checkbox"/> 怖がる、 <input type="checkbox"/> 人目を避けたがる、 <input type="checkbox"/> その他
	支援のためらい <input type="checkbox"/> 関係者に話すことをためらう、 <input type="checkbox"/> 援助を受けたがらない、 <input type="checkbox"/> その他
	その他 ()
4	心理的虐待 サイン:当てはまるものがあればチェック(レ)し、他に気になる点があれば()に簡単に記入
	体重の増減 <input type="checkbox"/> 急な体重の減少、 <input type="checkbox"/> やせすぎ、 <input type="checkbox"/> 拒食過食が見られる、 <input type="checkbox"/> その他
	態度や表情 <input type="checkbox"/> 無気力な表情、 <input type="checkbox"/> なげやりな態度、 <input type="checkbox"/> 無表情、 <input type="checkbox"/> 急な態度の変化、 <input type="checkbox"/> その他
	話の内容 <input type="checkbox"/> 話したがらない、 <input type="checkbox"/> 自分を否定的に話す、「ホームに入りたい」「死にたい」などの発言、 <input type="checkbox"/> その他
	適切な睡眠 <input type="checkbox"/> 不眠の訴え、 <input type="checkbox"/> 不規則な睡眠、 <input type="checkbox"/> その他
	その他 ()
5	経済的虐待 サイン:当てはまるものがあればチェック(レ)し、他に気になる点があれば()に簡単に記入
	訴え <input type="checkbox"/> 「お金をとられた」「年金が入ってこない」「預金がなくなった」など発言、 <input type="checkbox"/> その他
	生活状況 <input type="checkbox"/> 資産と日常生活の大きな落差、 <input type="checkbox"/> 食べ物に困っている、 <input type="checkbox"/> 年金通帳・預金通帳がない、 <input type="checkbox"/> その他
	支援のためらい <input type="checkbox"/> サービス利用負担が突然払えなくなった、 <input type="checkbox"/> サービス利用をためらう、 <input type="checkbox"/> その他
	その他 ()
6	養護者の状況 サイン:当てはまるものがあればチェック(レ)し、他に気になる点があれば()に簡単に記入
	高齢者に対する態度 <input type="checkbox"/> 冷淡、 <input type="checkbox"/> 横暴、 <input type="checkbox"/> 無関心、 <input type="checkbox"/> 支配的、 <input type="checkbox"/> 攻撃的、 <input type="checkbox"/> 拒否的、 <input type="checkbox"/> その他
	高齢者への話の内容 <input type="checkbox"/> 「早く死んでしまえ」など否定的な発言、 <input type="checkbox"/> コミュニケーションをとろうとしない、 <input type="checkbox"/> その他
	関係者に対する態度 <input type="checkbox"/> 援助の専門家と会うのを避ける、 <input type="checkbox"/> 話をしたがらない、 <input type="checkbox"/> 拒否的、 <input type="checkbox"/> 専門家に責任転嫁、 <input type="checkbox"/> その他
	その他 ()
記載:機関名() 記入者()	

- (1) サインで当てはまるものあればチェック(レ)し、左端の番号欄に○をつける
- (2) 複数の○やレ点があれば、できるだけ複数の目で確認

5. 高齢者虐待リスクアセスメント・シート

高齢者虐待リスクアセスメント・シート		
該当者名() 年齢()		記載日: 年 月 日
あてはまる場合には【 】に○を記入し、該当するものを○印で囲む 当てはまらない場合には×。情報が未収の場合には未記入のまま		関連情報、あるいは強みや良い点を記入
レッド	① 被虐待者は意思疎通が可能か? 【 】できる ×の場合()	
	② 当事者が保護を求めているか? 【 】被虐待者自身が保護を求めている() 【 】虐待者が高齢者の保護を求めている	
	③ 当事者の訴える状況が差し迫ったものか? 【 】「殺される」「○○が怖い」「何も食べていない」等の訴えあり 【 】「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えあり	
	④ すでに重大な結果が生じているか? 【 】例:頭部外傷(血腫 骨折) 腹部外傷 意識混濁 重度の褥そう 重い脱水症状 脱水症状の繰り返し、栄養失調、全身虚弱、強い自殺念慮、その他()	
イエロ	⑤ 今後重大な結果が生じるおそれが高い状態が見られるか? 【 】頭部打撲 顔面打撲 腫腕 不自然な内出血 やけど 刺し傷 きわめて非衛生的 極端な怯え その他()	
	⑥ 繰り返される恐れが高いか? 【 】習慣的な暴力 新旧の傷 あざ 入退院の繰り返し その他() 【 】虐待者の認識:虐待の自覚なし 認めたがらない 援助者との接触回避() 【 】虐待者の精神的不安定・判断力の低下 非現実的な認識 その他()	
	⑦ 被虐待者に虐待につながるリスク要因があるか? 【 】認知症程度: I IIa IIb IIIa IIIb IV M 【 】問題行動:徘徊 暴力行為 昼夜逆転 不穏興奮 失禁 その他() 【 】寝たきり度: J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2 【 】性格的問題(偏り):衝動的 攻撃的 粘着質 依存的 その他() 【 】精神疾患() 依存症() その他()	
イエロ	⑧ 虐待者に虐待につながるリスク要因があるか? 【 】被虐待者への拒否的感情や態度() 2 【 】思い介護負担感() 【 】介護疲れ() 【 】認知症や介護に関する知識・技術不足() 【 】性格的問題(偏り):衝動的 攻撃的 未熟性 支配的 依存的 その他() 【 】障害・疾患:知的障害 精神疾患() 依存症() その他() 【 】経済的問題:低所得 失業 借金 被虐待者への経済的依存 その他()	
	⑨ 虐待につながる家庭状況があるか? イ 【 】長年にわたる虐待者・被虐待者間の不和の関係() エ 【 】虐待者・被虐待者の共依存関係() ロ 【 】虐待者が暴力の被害者() 【 】虐待者が暴力の被害者() 3 【 】その他の家族・親族の無関心() 【 】住環境の悪さ;狭い 被虐待者の居室なし 非衛生的 その他()	

記載:機関名() 記入者()

判断の目安 レッド:①が○で②③に○がある場合、もしくは④に○がある場合⇒緊急保護の検討
イエロ-1:①~④に○はないが、⑤と⑥に○⇒保護の検討、もしくは集中的援助
イエロ-2:①~⑥に○はないが、⑦もしくは⑧に○⇒集中的援助、もしくは防止のための保護検討
イエロ-3:①~⑧に○はないが、⑨に○⇒継続的、総合的援助

6. 老人福祉法・介護保険法による権限規定

老人福祉法	第 18 条	都道府県知事 指定都市の長	老人居宅生活支援事業者, 老人デイサービスセンター, 老人短期入所施設, 老人介護支援センター設置者, 養護老人ホーム・特別養護老人ホームの施設長に対する報告徴収・立入検査等
	第 18 条の 2	都道府県知事 指定都市の長	認知症対応型老人共同生活援助事業者に対する改善命令 老人居宅生活支援事業者, 老人デイサービスセンター, 老人短期入所施設, 老人介護支援センター設置者に対する事業制限・停止命令
	第 19 条	都道府県知事 指定都市の長	養護老人ホーム・特別養護老人ホーム設置者に対する事業廃止命令, 認可取消
	第 29 条	都道府県知事	有料老人ホーム設置者等に対する報告徴収・立入検査等 有料老人ホーム設置者に対する改善命令・事業制限・停止命令
介護保険法	第 76 条	都道府県知事・ 市町村長	指定居宅サービス事業者等(事業者であった者, 従業者であった者)に対する報告徴収・立入検査等
	第 76 条の 2	都道府県知事	指定居宅サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第 77 条	都道府県知事	指定居宅サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
	第 78 条の 7	市町村長	指定地域密着型サービス事業者等(事業者であった者, 従業者であった者)に対する報告徴収・立入検査等
	第 78 条の 9	市町村長	指定地域密着型サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第 78 条の 10	市町村長	指定地域密着型サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
	第 83 条	都道府県知事・ 市町村長	指定居宅介護支援事業者等(事業者であった者, 従業者であった者)に対する報告徴収・立入検査等
	第 83 条の 2	都道府県知事	指定居宅介護支援事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第 84 条	都道府県知事	指定居宅介護支援事業者の指定取消・指定の効力停止
	第 90 条	都道府県知事・ 市町村長	指定介護老人福祉施設開設者等(施設の長, 従業者であった者)に対する報告徴収・立入検査等
	第 91 条の 2	都道府県知事	指定介護老人福祉施設開設者に対する勧告・公表・措置命令
	第 92 条	都道府県知事	指定介護老人福祉施設の指定取消・指定の効力停止
	第 100 条	都道府県知事・ 市町村長	介護老人保健施設の開設者等に対する報告徴収・立入検査等
	第 103 条	都道府県知事	介護老人保健施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令
	第 104 条	都道府県知事	介護老人保健施設の許可取消・許可の効力停止
	第 115 条の 7	都道府県知事・ 市町村長	指定介護予防サービス事業者等(事業者であった者, 従業者であった者)に対する報告徴収・立入検査等
	第 114 条の 2	都道府県知事・ 市町村長	介護医療院の開設者等に対する報告徴収・立入検査等
	第 114 条の 5	都道府県知事	介護医療院の開設者に対する勧告・公表・措置命令
	第 114 条の 6	都道府県知事	介護医療院の許可取消・許可の効力停止
	第 115 条の 8	都道府県知事	指定介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第 115 条の 9	都道府県知事	指定介護予防サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
	第 115 条の 17	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者等(事業者であった者, 従業者であった者)に対する報告徴収・立入検査等
	第 115 条の 18	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第 115 条の 19	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
第 115 条の 27	市町村長	指定介護予防支援事業者等(事業者であった者, 従業者であった者)に対する報告徴収・立入検査等	
第 115 条の 28	市町村長	指定介護予防支援事業者に対する勧告・公表・措置命令	
第 115 条の 29	市町村長	指定介護予防支援事業者の指定取消・指定の効力停止	

※上記「都道府県知事」は『中核市の長』と読み替える

船橋市高齢者虐待対応マニュアル

平成31年4月 発行（全部改正）

令和5年4月 （一部改正）

発行 船橋市健康福祉局高齢者福祉部
地域包括ケア推進課

電話 047-436-2558

船橋市福祉サービス部指導監査課

電話 047-436-2424

千葉県船橋市湊町2-10-25